

鹿児島県特定非営利活動促進法施行条例（平成十年鹿児島県条例第四十号）

平成10年10月13日 公布
平成15年 3月25日 改正
平成18年 3月28日 改正
平成19年12月25日 改正
平成20年10月14日 改正
平成20年12月24日 改正
平成24年 3月27日 改正

（趣旨）

第1条 この条例は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（設立の認証申請等）

第2条 法第10条第1項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

2 法第10条第1項第2号ハに規定する各役員の住所又は居所を証する書面は、次の各号のいずれかの書面とする。

猜 当該役員が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受ける者である場合は、同法第12条第1項に規定する住民票の写し

嘩 当該役員が前号に該当しない者である場合は、当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する文書

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該役員に係る前項第1号の書面の添付を省略することができる。

猜 知事が住民基本台帳法第30条の7第5項第1号の規定により、他の都道府県知事（同法第30条の10第1項の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合にあっては、指定情報処理機関）から、当該役員に係る本人確認情報の提供を受けるとき。

嘩 知事が住民基本台帳法第30条の8第1項第1号の規定により、当該役員に係る本人確認情報を利用することができるとき。

4 第2項第2号の文書が外国語で作成されているときは、翻訳者を明らかにした訳文を添付するものとする。

5 第2項各号に掲げる書面は、申請の日前6月以内に作成されたものとする。

6 法第10条第3項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する条例で定める軽微な不備は、法第10条第3項に規定する申請書又は添付書類の内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、計算違い、誤記その他これらに類する客観的に明白な誤りであると認められるものとする。

7 法第10条第3項の規定による補正をしようとする者は、規則で定めるところにより、補正書を知事に提出しなければならない。

（社員総会の議事録）

第3条 社員総会の議事録は、書面又は法第14条の9第1項に規定する電磁的記録をもって作成しなければならない。

2 法第14条の9第1項の規定により社員総会の決議があったものとみなされた場合における当

該社員総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

猜 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容

曄 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

禪 社員総会の決議があったものとみなされた日

膜 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(定款の変更)

第4条 法第25条第3項に規定する定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

2 法第25条第6項（法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出をしようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、届出書を知事に提出しなければならない。

(事業報告書等の提出)

第5条 法第29条（法第52条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による事業報告書等の提出は、規則で定めるところにより、毎事業年度初めの3月以内にしなければならない。

(事業報告書等の公開)

第6条 法第30条の規定による閲覧又は謄写は、規則で定めるところにより行うものとする。

(合併の認証申請)

第7条 法第34条第3項に規定する合併の認証を受けようとする特定非営利活動法人（その合併後鹿児島県内に主たる事務所を置く特定非営利活動法人に限る。）は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

2 第2条第2項から第5項までの規定は、前項の申請書に添付する書面について準用する。

(合併の場合の貸借対照表等の備置き等)

第8条 法第35条第1項の貸借対照表及び財産目録は、合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人）について作成し、同条第2項に規定する債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、それぞれの事務所に備え置かなければならない。

(認定の申請)

第9条 法第44条第1項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

(認定の有効期間の更新の申請)

第10条 法第51条第2項の有効期間の更新を受けようとする認定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

(認定特定非営利活動法人の定款の変更に係る書類の提出)

第11条 法第52条第2項の規定による社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款の提出をしよう

とする認定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、これらの書類を添付した提出書を知事に提出しなければならない。

(役員報酬規程等の提出)

第12条 法第55条第1項の規定による書類の提出をしようとする認定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、毎事業年度初めの3月以内に、当該書類を知事に提出しなければならない。

2 法第55条第2項の規定による書類の提出をしようとする認定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、同項の助成金の支給を行ったときは事後遅滞なく、同項の海外への送金又は金銭の持出し（その金額が200万円以下のものを除く。）を行うときは事前に（災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の提出が困難なときは、事後遅滞なく）、当該書類を知事に提出しなければならない。

(役員報酬規程等の公開)

第13条 第6条の規定は、法第56条の規定による閲覧又は謄写について準用する。

(仮認定の申請)

第14条 法第58条第1項の仮認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

(認定特定非営利活動法人に関する規定の準用)

第15条 第11条から第13条までの規定は、仮認定特定非営利活動法人について準用する。

(合併の認定の申請)

第16条 法第63条第1項又は第2項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用)

第17条 法第74条の規定により読み替えて適用する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）の規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、申請、縦覧、届出、提出、閲覧等を行う場合は、規則で定めるところにより行うものとする。

(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用)

第18条 法第75条の規定により読み替えて適用する民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号。以下「読替え後の電子文書法」という。）第3条第1項に規定する条例で定める保存は、法第14条（法第39条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第28条第1項及び第2項、第35条第1項、第54条第1項（法第62条（法第63条第5項において準用する場合を含む。）及び第63条第5項において準用する場合を含む。）並びに第54条第2項から第4項まで（これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による書面の備置きとする。

2 読替え後の電子文書法第4条第1項に規定する条例で定める作成は、法第14条、第28条第1項、第35条第1項及び第54条第2項から第4項までの規定による書面の作成とする。

3 読替え後の電子文書法第5条第1項に規定する条例で定める縦覧等は、法第28条第3項、第

45条第1項第5号（法第51条第5項及び第63条第5項において準用する場合を含む。）並びに第52条第4項及び第54条第5項（これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。）の規定による書面の閲覧とする。

- 4 特定非営利活動法人が、読替え後の電子文書法第3条第1項、第4条第1項及び第5条第1項の規定により、前3項の書面の備置き、作成及び閲覧に代えて当該書面に係る電磁的記録（読替え後の電子文書法第2条第4号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）の備置き及び作成並びに当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の閲覧を行う場合は、規則で定めるところにより行うものとする。

（委任）

第19条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、法の施行の日（平成10年12月1日）から施行する。

附 則（平成15年3月25日条例第8号）

この条例は、平成15年5月1日から施行する。

附 則（平成18年3月28日条例第18号）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成19年12月25日条例第61号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年10月14日条例第49号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成20年12月24日条例第58号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定（同条の見出しを改める部分及び同条に2項を加える部分を除く。）は、同年7月9日から施行する。